



きたがた 議会だより

No.141
平成23年2月1日



はたち
20歳の門出 おめでとう

contents

議員報酬等の支給停止・不支給条例を可決.....2

特別委員会報告・補正予算3

一般質問5

議会基本条例8

議会報告会 Q & A11

議会活動報告12

発行／北方町議会

編集／議会だより編集委員会 岐阜県本巣郡北方町北方1323-5 TEL(058)323-1117

URL／<http://www.town.kitagata.gifu.jp>

この議会だよりは再生紙を使用しています。

議員発議

議員報酬、期末手当の支給停止・不支給条例を可決

平成22年

第6回

臨時会

第7回

定例会

平成22年第7回議会定例会が12月6日から8日までの3日間の会期で開催されました。

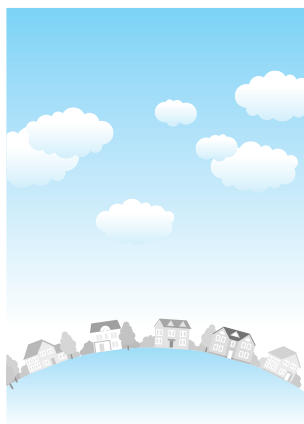
この本会議では、町長提出の補正予算3議案が原案どおり可決し、4議員の一般質問と各委員会の委員長報告をしました。

また、11月29日には第6回議会臨時会が開催され、町長提出の条例3議案と議員提出の条例1議案が原案のとおり可決しました。

議会定例会を全て無断欠席した

翌月以後の議員報酬は支給しない

議員が刑事事件の被告人等で身体拘束を受け又はそれ以外の理由で招集に応じず、議会の会議及び委員会を欠席し、本来の議会活動を果たさない場合における当該議員の議員報酬、期末手当の支給停止・不支給の措置をするため議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正しました。



2年連続減額改定

12月期末手当

0・2カ月減額

人事院勧告に基づいて、議会議員・常勤の特別職職員の12月に支給する期末手当の額2・2カ月を2・0カ月にしました。

また、職員も同様に12月に支給する期末・勤勉手当の額0・2カ月を減額しました。

欠席問題等調査

特別委員会を設置

第7回議会定例会の初日に戸部議員より「欠席問題等に対する調査」が必要との動議

期末・勤勉手当の推移

	6月支給率	12月支給率	支給総計
平成20年	2.15	2.35	4.50
平成21年	1.95	2.20	4.15
平成22年	1.95	2.00	3.95

子宮頸がん予防接種を予算化

北方南小学校用地借地の一部を購入

○一般会計補正予算（第3号）

歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,898万円を追加し、51億8,298万円としました。

主な歳出補正

・ 給料、職員手当	△270万円
・ 北方南小学校用地購入費（518㎡）	1,704万円
・ 障害者自立支援給付（介護給付）	1,000万円
・ 重度心身障害者医療費助成金	1,609万円
・ 子ども手当	1,388万円
・ 日本脳炎予防接種委託料	723万円
・ 子宮頸がん予防接種委託料	378万円
・ 町内文化財整備状況調査事業委託料	399万円

主な財源

・ 国庫支出金	1,292万円
・ 県支出金	1,302万円
・ 繰越金	4,918万円

人事院勧告による給料等の減額

○国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出予算の総額にそれぞれ40万円を減額し、20億1,010万円としました。

歳出補正

・ 給料、職員手当等	△69万円
・ 徴収嘱託員報酬	29万円

○下水道事業特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出予算の総額にそれぞれ390万円を減額し、6億1,878万円としました。

歳出補正

・ 給料、職員手当等	△390万円
------------	--------

が提出されました。

議員提案により、欠席問題等調査特別委員会設置に関する決議を可決し、委員9人による特別委員会を設置しました。

直ちに特別委員会を開き、委員長に戸部哲哉議員、副委員長に福井裕子議員を選出しました。

中村広一議員は

無断欠席と確認し、

平成23年1月から

議員報酬を停止

第7回議会定例会で、欠席問題等調査特別委員会戸部哲哉委員長から欠席問題等に関する事務調査の経過報告がありました。調査概要は左記のとおりです。

中村議員から送付された欠席事由は、2名の参考人の証言に基づき検証した結果、内容に信憑性が無く、欠席届として受理すべきものではないと判断をしました。



永きにわたり町議会議員としてご活躍しておられる田中五郎議員に対して10月15日総務大臣から感謝状が授与されました。

これは、町議会議員として35年以上在職し地方自治の振興発展への寄与と住民福祉の向上に尽くされた功績が認められたことにより贈呈されたものです。

田中五郎議員に 総務大臣感謝状

従って当委員会は、9月定例会、12月定例会において、中村議員を無断欠席として取り扱うことを確認しました。

陳情3件を継続して調査をすることを決める

第7回議会定例会で、厚生都市常任委員会田中五郎委員長から陳情に関する委員会付託の経過報告がありました。

下記の陳情3件は、国会で継続審査となっている「地域主権改革の推進を図るための関係法案」制度の中身を見極め調査するため、継続調査としました。

陳情件名

- ・国への意見書提出を求める陳情書「国の責任による社会福祉施設の充実を求める意見書」
- ・国への意見書提出を求める陳情書「社会福祉施設に係る最低基準の廃止を行わず、抜本的に改善することを求める意見書」
- ・防災・生活関連事業予算の充実をはかり、住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める陳情書

議案の審議結果 (○…賛成 ×…反対 欠…欠席)

審議案件		鈴木	安藤	廣瀬	中村	福井	立川	戸部	井野議長	日比	田中
第6回臨時会	議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正	○	○	○	欠	○	○	○	—	○	○
	常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正	○	○	○	欠	○	○	○	—	○	○
	職員の給与に関する条例等の一部改正	○	○	○	欠	○	○	○	—	×	○
	議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正(議員提出)	○	○	○	欠	○	○	○	—	○	○
第7回定例会	議会改革推進に関する事務調査について(委員長報告)	○	○	○	欠	○	○	○	—	○	○
	平成22年度一般会計補正予算(第3号)	○	○	○	欠	○	○	○	—	○	○
	平成22年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	欠	○	○	○	—	×	○
	平成22年度下水道事業特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	欠	○	○	○	—	×	○
	欠席問題等調査特別委員会設置に関する決議(議員提出)	○	○	○	欠	○	○	○	—	○	○
	厚生都市常任委員会の閉会中の継続審査申し出について(委員長報告)	○	○	○	欠	○	○	○	—	○	○
	欠席問題等に関する事務調査について(委員長報告)	○	○	○	欠	○	○	○	—	○	○

議員にとって「一般質問」は、公の場である議会で、
町長の考えや町政をただす大きな「武器」です。

4人の議員が町政を問う

認知症高齢者虐待の対応は



安藤浩孝議員

問1 町における認知症高齢者数は。
答 福祉健康課長
関わったケースとしては、現在までで介護放棄が1件、身体的虐待が9件です。

問2 最近3年間の相談・通報数と虐待が認められた事例は。
答 福祉健康課長
相談・通報数は平成19年度から21年度までに10件受けています。

問3 危険が迫っている人の保護先は。
答 福祉健康課長
保護先として老人福祉施設・医療機関等への入院などで保護を実施したケースもあります。

問4 地域包括支援センターの住民への浸透力は万全か。
答 福祉健康課長
*自立度Ⅲとは
日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難が見られ介護を必要とする。

問5 相談・保護を行う24時間対応はどのように遂行しているのか。
答 福祉健康課長
休日・夜間の対応は、役場直からの連絡で対応することとしています。また、今年10月から6カ月間の和光会への無料24時間相談を委託実施しています。



問6 一般住民が支える「住民の輪」の活動はどの様になっているか。
答 福祉健康課長
「地域の輪」を作るため、一般の方を対象とする研修を来年度開催予定です。

問7 認知症家族会など具体的なものは。
答 福祉健康課長
認知症家族会は、北方町には現在ありません。

問8 金銭を搾取されている場合の対応は。
答 福祉健康課長
今後は高齢者虐待防止マニュアルで経済的虐待も含めた対応ができる体制を構築していきます。

問9 高知県宿毛市と民間交流が進む中、行政交流を目指す考えは。
答 町長
息の長いお付き合いをするためには、民間主導であることが必須の条件だと思いますので、その応援・お手伝いを行政として行いたいと考えています。

その交流を活発化させて真の交流の場とする環境が整った段階で、宿毛市訪問等の行政交流をと考えています。



未来タウン北方ふれあいまつり (H 22.11)
(宿毛市の物産を販売)

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種の取り組みは

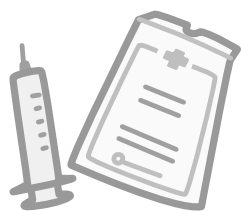


福井裕子議員

問 ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン予防接種及び小児用肺炎球菌ワクチン予防接種の取り組みは。

答 福祉健康課長

来年度から実施の方向で考えており、国の制度の概要が分かり次第、詳細について検討します。



問 長期休業中の学童保育開始時刻を早められないか。

答 教育長

子育ては親の惜しみない愛情で育てることが大切ですが、働く親さんが安心して仕事に専念できる環境、児童の安全な居場所を整える一つのあり方として、開始時刻（現在午前8時45分）を早められるよう検討し、来年度から実施する予定です。

各種がん検診率のアップを！



日比玲子議員

問1 各種検診受診率の目標は。

答 福祉健康課長

特定健診の実施目標は、北方町特定健診等実施計画において、平成20年度の40%に始まり、平成24年度で65%としています。

各種がん検診の実施目標は、北方町健康増進計画において平成27年度までの達成目標として20%としています。歯周疾患については50%としています。

問2 検診による国保税への影響は。

答 住民保険課長

検診による国保税への具体的な医療費削減額は分かりませんが、癌などは早期発見でかなりの医療費が削減できると思われます。

減できると思われます。糖尿病などが進行して人工透析を行う場合、年600万円を要するといわれ、予防できればこの全額の医療費を削減できることとなります。

問3 肺がん・歯周疾患検診の実施は。

答 福祉健康課長

生活習慣病への対応が早いほど治療に対する負担を軽減でき、保険料が下がることは間違いないと思います。

肺がん検診は、65歳以上の方は結核レントゲン検診で代用しており、事後指導で予防対策としての禁煙を勧奨しています。歯周疾患検診は、町での実施は行っていないませんが、町内の歯科医院で受診されるよう勧奨しています。

問4 特定健診料を引き下げ

答 住民保険課長

特定健診の費用は1健診減できると思われます。

9,502円で個人負担額は1,000円です。健診費用の約9割を保険者（町国保会計）が負担しています。個人負担の1,000円を引き下げた場合、国保の保険税を上げることにつながります。

問1 子育て支援について

答 福祉健康課長

子育て支援については、必要に応じてケース会議を開き、軽度の場合は町福祉健康課・教育委員会に対応、中度・重度の場合は岐阜中央子ども相談センターに送致、北方警察署生活安全課が加わることもあります。

具体的には在宅指導を行います。具体的には一時保護・施設措置といった親子分離に発展することもあります。

問2 就学援助に対する民生委員の証明不要では。

答 教育課長

既に今年度から、学校長に意見を付していただくこととなっております。場合により、公平・公正な審査となるよう

う民生委員の方の意見を伺うことがあります。

問3 幼児医療通院費無料化の対象を中学校卒業までにできないか。

答 町長

子育て支援はお金を撒くということではなく、安心して子育てがしやすい環境を作ることだと思っています。風邪をひいて医者にかかった費用が払えない家庭は生活保護という制度で、と思います。何度も同じ質問をいただいています。歴史に学ぶことの大切さ、財政問題にも言及させていただいていますので、議事録を確認の上、単に要求だけするのではなく、政策仕訳をして提案をしていただきたい。

問 町長の兼職（行政書士）は今後も続けられるのか。

答 町長

行政書士との兼職は法に触れるものでなく、町長の職務を疎かにしたこともありません。これからも町長職に専念していきたいと思っています。

政策審議会設置の目的は



田中五郎議員

問 政策審議会設置の狙いと委員の責務は。

答 町長

町長就任時、国の三位一体改革による町行政は収入カットと人員削減で金と人手がなくなり、一方、住民ニーズは多様化傾向で「住民の要求に役場が答えることができなくなる時が来る。」と思います。

そこで住民の意識を「観客民主主義」から「参加民主主義」へと改革していく必要があると思ひ、公募により「政策審議会」を立ち上げました。

委員の責務は、北方町政策審議会設置要綱で「まちづくりについての具体的な政策の提言」などを所掌するとしています。

問 審議会委員の手当・費用弁償は。

答 町長

今年度の審議会開催回数は7回で、手当は出席に応じて一人1回4,000円を費用弁償として平成19年度設置当初から支払っています。今年度は、視察研修先として、犬山市の市民活動・ボランティア活動の支援を行っているNPO法人を訪問して研修を行い、研修旅費1,700円を支払っています。

問 審議会委員の任期は。

答 町長

委員の任期は2年間で、2年毎に募集を行いました。第1回目には広く募集

したところ高齢者の方が多く、2回目は年代ごとに定員を設けて募集しました。

問 4年間の審議会の成果と実現された事例は。

答 町長

実現事例としては、
・百年河川公園の再整備
・「くらしのカレンダー」へのメデイカルマップの掲載
があります。

委員の方たちの活動として、
・段ボールコンポストの拡大運動
・バスターミナルのプラントと花の設置
・「心の糧」サポーターズの誕生

・「北方の歴史と文化を学ぶ会」の結成と冊子の発行
などがあります。

参加者の大半からは「参加してよかった」「以前に比べ行政が身近になり関心を持つようになった」とアンケートに寄せられ、「協働」の思想が参加された住民の方たちの中に芽生えてきていると思ひました。

問 今後も政策審議会を継続されるのか。

答 町長

私の目的として、住民参加の「草の根民主主義」をこの町に根付かせることができたなら、住民自らの責任で「この町を良くして行こう」となり、町の発展に繋がることを信じて続けていきたいと思ひます。



百年河川公園

議 会 基 本 条 例

11月5日開催した議会報告会で、議会基本条例を町民に配布してほしいとの要望に応えるため、2回に分けて掲載することとしたものです。

北方町議会（以下「議会」という。）は、地方自治の本旨を実現するため、二元代表制の一方の機関として、行政機関と競い合い協力しながら北方町民（以下「町民」という。）の意思を町政に的確に反映させ、北方町としての最良の意思決定を導く責任を負っている。

議会が町民の代表機関として、地域の発展と町民の福祉の向上のために果たすべき役割は、将来に向けてますます大きくなっていく。特に、地方分権の時代を迎えて自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持つ権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行及び評価における論点、争点を広く町民に明らかにすることが求められている。自由かつ適度な議論を通じて、これらの論点、争点を発見し、公開することは議論の広場である議会の

第一の使命であり、この使命を達成するため、これからの議会の活動、体制のありべき姿として本条例を制定する。

議会及び議員は、この条例の定めるところにより、町民の信託にこたえ、存在感のある議会を築くため、使命感を持って職務に取り組み、活力ある地域社会の実現を目指すものとする。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、議会の運営及び議員活動の基本的事項を定め、議会の行政監視機能を充実させるとともに、町の将来像や課題に対し、町民の意思を的確に反映できる議会を確立することを目的とする。

第2章

議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

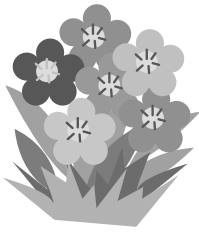
- (1) 町民の代表により構成されていることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重視し、町民の参加を基本とする開かれた議会を目指すこと。
- (2) 会議の運営について、開かれた議会の実現
- (3) 議長は、議会の会議における町民の傍聴に関し、傍聴の意欲を高める議会運営に努めること。
- (4) 町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための運営に努めること。
- (5) 町民にとって分かりやすい言葉を使った説明に努めること。



(議員の活動原則)

第3条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議(以下「自由討議」という。)を重んじること。
- (2) 町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の代表としてふさわしい活動すること。
- (3) 個別的、地域的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。



第3章

町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会等全ての会議を原則公開とする。

3 議会は、常任委員会又は特別委員会等の運営にあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条第5項に規定する公聴会制度及び同条第6項に規定する参事人制度を活用し、常に町民の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けるよう努める

6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表するとともに、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう、情報の

第4章

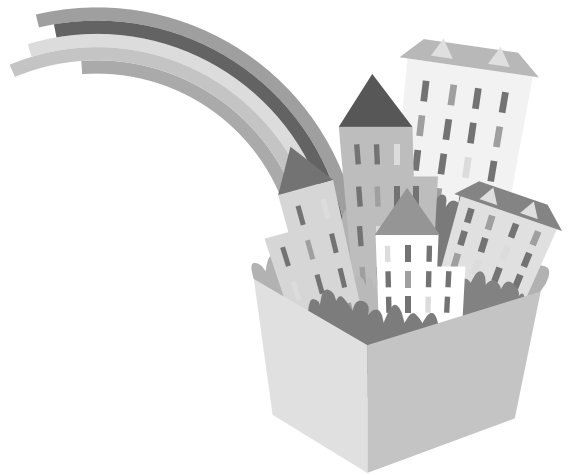
町長と議会の関係

(質疑応答の方法)

第5条 本会議における議員と町長及び関係職員等(以下「町長等」という。)との質疑応答は、論点又は争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

2 議長からの求めにより本会議又は委員会(以下「本会議等」という。)に出席した町長等は、本会議等における議員の質問に対し議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

3 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長の許可を得て町長に対して文書質問を行うことができる。この場合において、町長に文書による回答を求めるものとする。



ものとする。

5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

7 議会は、前6項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

提供に努めるものとする。

7 議会は、前6項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。



(重要政策等の説明資料)

第6条 議会は、町長が提案する重要な政策等（以下「政策等」という。）について、審議の水準を高める観点から、町長に対し次の各号に掲げる事項について説明資料の提出を求めるものとする。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似す

る政策との比較検討

- (4) 総合計画における位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施にかかわる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等を審議するにあたっては、その立案及び執行における論点又は争点を明らかにす

るとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算における説明資料)

第7条 議会は、予算及び決算の審議にあたっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の提出を町長に求めるものとする。

(任意的議決事項)

第8条 法第96条第2項に規定する議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。

- (1) 北方町総合計画
- (2) 北方町都市計画マスタープラン
- (3) 北方町老人福祉計画
- (4) 北方町障害者計画
- (5) 北方町地域福祉計画

第5章

自由討議の活用

(自由討議による合意形成)

第9条 議会は、議員間の討論を主に行っていることを十分に認識し、議長は、町長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、自由討議を中心に運営しなければならない。

- 2 議会は、本会議等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して、自由討議を尽くして合意形成に努めなければならない。
- 3 議員は、前項の自由討議に基づき政策、条例の立案を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章

議会改革の推進

(議会改革推進委員会)

第10条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会

改革推進委員会を設置する。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の議会改革推進委員会に、学識経験を有する者を構成員として加えることができる。

(交流及び連携の推進)

第11条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は協働して、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査研究等を行うものとする。



見て！ 聴いて！ 話して！



11月5日、全町民を対象に北方町公民館で、議会報告会を開催しました。

議会では、議会基本条例に基づき町民に対する説明責任を果たし、多様な住民の意思・意見を聴取する場として、議員全員による初めての議会報告会に、多数の出席をいただきありがとうございました。

＝ 初 の議会報告会を開催 ＝

おもな意見・要望と議会の対応

Q 1 医療には急性期医療・慢性期医療があり、慢性期医療に対する対策を工夫してはどうか。

A 慢性期医療には、医療療養・介護療養があり、介護を受けるには、介護保険制度で要支援・要介護1～5に認定された方です。

Q 2 北方西小を北方小に統合できないか。

A 北方小と北方西小を統合するには規模が大きくなり過ぎ、「北方小の教室が不足すること、国は35人学級の実現を目指すこと」で更に教室が不足することから、現状では北方西小をなくすことは困難と考えられます。

Q 3 報告会で討論ができるようにしてほしい。

A 報告会は、説明責任を果たす場と町民に意見を聴く場と考えています。

Q 4 議会基本条例を町民に配布してほしい。

A 議会だよりに掲載します。町ホームページ「議会」の欄で見られます。

Q 5 子ども医療費無料化を中学校までに検討してはどうか。

A 議会の中でも意見の相違がありますので、今後、検討していきます。

議会活動報告

視察受入れ 交流を図る

議会基本条例を制定したこともあって、10の市町村が「議会基本条例、町づくり、議会活動の取組み」などの視察研修に訪れ、交流を深めました。

4月14日七宗町議会
5月10日岐南町議会
7月1日山梨県町村
議会連絡協議会

8月6日香川県

宇多津町議会

10月15日和歌山県

日高郡議会協議会

10月25日飛騨市議会



川場村議会視察来町

11月4日養老町議会
11月11日長野県原村議会
11月18日福岡県

柏屋町議会

11月19日群馬県

川場村議会

井野勝巳議長 議員研修会で 実践報告



11月12日、名古屋国際会議場で開催された市町村議会議員研修会において、「北方町の議会改革・議会基本条例の取組み」などについて実践報告をしました。

議会の動き

10月

8日・県町村議会

正副議長研修会

13日・議会だより編集委員会

14日・県町村議会議長会

15日・和歌山県日高郡議会

18日・もとす広域連合議会

20日・例月出納検査

22日・もとす広域連合議会

25日・飛騨市議会視察来町

28日・行政監査

11月

1日・県町村議会議長会

議会改革推進委員会

4日・議会運営委員会

5日・議会議事報告会

10日・本県消防事務組合議会

11日・長野県原村議会

12日・市町村議員研修会
(実践報告)

15日・全員協議会

17日・全国町村議会議長大会

18日・福岡県柏屋町議会

18日・福岡県柏屋町議会

18日・福岡県柏屋町議会

18日・福岡県柏屋町議会

18日・福岡県柏屋町議会

19日・群馬県川場村議会
24日・議会運営委員会
29日・第6回議会臨時会

24日・議会運営委員会

30日・総務教育

常任委員会協議会

もとす広域連合

臨時議会

常任委員会協議会

30日・総務教育

常任委員会協議会

3日・財政援助団体等監査

6日・第7回議会定例会

欠席問題等調査

特別委員会

厚生都市常任委員会

全員協議会

7日・県町村議会議長会

議会改革推進委員会

欠席問題等

調査特別委員会

8日・第7回議会定例会

(第2日)

15日・例月出納検査

22日・議会だより編集委員会

議会の傍聴しませんか

次の定例会は3月です

傍聴の手続きは、議会事務局で住所と氏名を記入するだけです。関心のある方は、お気軽にお越しください。

編集後記

今回の定例会は、町長選挙が12月14日に告示されるために、例年より早く12月6日に開会され、一般会計等補正予算の3議案を議決しました。

また、先の臨時議会等での議員辞職勧告決議及び議員報酬、期末手当等停止条例議決に引き続き、欠席問題等調査特別委員会を設置して調査を継続することいたしました。

さて、国政が混乱する中、本年は統一選挙の年であり、市民が身近で議会に関心を抱かれるような議員一人一人が不祥事を起こさない倫理と議会基本条例を厳守し、チェック機能を果たせる議員として選択される選挙が控えています。

年4回の定例会(3月・6月・9月・12月)と議会報告会を通じ町民皆様方の意を町政に反映できるように議員一人一人が精進していかなければならないと思います。

議会だより編集委員会

田中五郎